令和７年度
第３回環境担当者研修会開催

１．開催日時：令和７年度 12 月８日　（月）　13:30～16:00　南部地区
　　令和７年度 12 月 11 日（木）　13:30～16:00　甲賀地区
２．会場　　：南部地区　草津市立市民交流総合センター　キラリエ草津
　　：甲賀地区　甲賀合同庁舎　４階
３．主催　　：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南･甲賀環境協会
４．参加者数：南部地区　78 名
５．　　甲賀地区　59 名

南部会場（12 月８日）

甲賀会場（12 月 11 日）

【開会の挨拶】　会長

会員企業の皆様におかれましては、年末の公私ご多用の中、本研修会に参加いただき、誠にありがとうございます。

また本日の講師をお引き受けくださいましたNPOびわこ環境様、南部（甲賀）環境事務所様、ならびに木下カンセー様には、この場をお借りして御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて本日の研修会ですが、本協会の「環境手引き」の運用、環境関連法の概要、産業廃棄物の分別・リサイクル等といった幅広のテーマに関し、知識習得の機会として企画致しました。

詳細については、この後各講師よりご説明いただきますので省きますが、本研修会の内容が、皆様の事業活動の一助になれば、当協会としても大変幸いに存じます。

【研修内容】

今回は、企業様の環境担当者を対象に NPO びわ湖環境様から協会の環境管理の手引き運用について、又滋賀県から、環境関連法の基本として「水質汚濁防止法及び大気汚染防止法・廃棄物処理法の概要について」最後に、(株)木下カンセー様から「廃棄物の分別・リサイクル・有価物の考え方について」講演頂きました。

１.【環境管理の手引き事故について】

講師：NPO びわ湖環境環境　理事長

２.「水質汚濁防止法の概要について」

講師：滋賀県南部環境事務所　技師

滋賀県甲賀環境事務所　技師

３.「大気汚染防止法の概要について」

講師　滋賀県南部環境事務所　主幹

滋賀県甲賀環境事務所　技師

４.「廃棄物処理法の概要について」

講師　滋賀県南部環境事務所　技師

滋賀県甲賀環境事務所　主任技師

５.「廃棄物の分別・リサイクル。有価物考え方について」

講師　株式会社　木下カンセー　執行役員営業本部長

【研修内容の一部を紹介させていただきます】

① 環境管理の手引き運用方法について

協会 HP にて公開されている、環境管理の手引きについて企業の環境担当者様の一助になれるよう、各環境法の見方。各種届出のしかた等説明頂きました。

NPO びわ湖環境環境　理事長

環境管理の手引きは、各環境法について詳細に説明してあり、企業様が各法規制に関わる届出等について、どうあるべきかなど知ることができます。

会員企業様に於かれましては、運用法等について詳細情報を知りたい場合、協会事務局までお問合せ頂ければ幸いです。

② 「水質汚濁防止法の概要」・「大気汚染防止法の概要」・「廃棄物処理法の概要」については、県行政の方々から、初心者向けの環境規法としてポイントを絞りご説明頂きました。

【南部地区】

滋賀県南部環境事務所

滋賀県南部環境事務所

滋賀県南部環境事務所

【甲賀地区】

滋賀県甲賀環境事務所

滋賀県甲賀環境事務所

③ 「廃棄物の分別・リサイクル・有価物の考え方」 については

株式会社木下カンセー様から廃棄物の処理を通じ、地域と事業者様の環境整備をお手伝えすることで、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現を目指すため、廃棄物の分別・リサイクル・有価物の考え方を、**「もったいないないから」**という観点からリサイクル方法・内容で、

・そもそも適正・適法に処理されているか

・埋め立て処分や焼却処分する産廃の中身・内訳の把握

・プラスチックの種類毎に分別して排出しているか

・どのようにリサイクルされているか
・処理コストは、有価物として売却されているか
今一度、自社内・部署内の現状を確認することが重要との詳細な説明を頂きました。

閉会のご挨拶

南部環境事務所・所長様・甲賀環境事務所・所長から次のようなご挨拶がありました。本日は多数ご参加頂き有り難うございます。環境法規制はそれぞれのアイテムによって守るべき規制があり、必然的に順守が必要になります。本日は各環境法の概要にて、事業者の責任として、ポイントを絞り説明致しましたが、各企業様におかれましてはもう一度届出の漏れ、見直し等をして頂ければ幸いです。